

令和8年度 燕市結婚新生活支援金

結婚に伴う住宅費用や引越費用をサポート！

1 補助額 夫婦ともに**29歳**以下：**60万円** 夫婦ともに**39歳**以下：**30万円**

2 対象経費 結婚に伴う経費で 令和8年4月1日～令和9年3月5日 の間に支払った以下のもの
○賃借した住宅に係る費用 ○取得した住宅に係る費用
○住宅のリフォーム費用 ○引越費用

対象経費となる費用

①賃借した住宅に係る費用

対象費用：賃貸住宅の賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料
対象外費用：駐車場代、光熱水費、物件の清掃代

②取得した住宅に係る費用

住宅の購入費（新築・中古）、工事請負費（新築・増築）

③住宅のリフォーム費用

住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、改築、設備更新等の工事費用

④引越費用

結婚に伴い賃借または取得した住宅、夫婦の一方が居住する住宅への引越費用のうち、引越業者または運送業者へ支払った作業費や運送費

支援金支給までの2ステップ！

01

申請書類の提出

令和8年7月1日から令和9年3月5日まで

※令和9年3月5日以降に婚姻予定の方は事前にご相談ください。

02

報告書＋支援金の請求

実際に支払った費用が確認できる書類の提出

※交付金額が確定次第順次交付します。
※申請内容により確定時期が異なります。

☑ 主な対象要件をセルフチェック！（以下の要件を全て満たす世帯が対象です）

- 令和8年1月1日～令和9年3月31日の期間に婚姻している
 - 婚姻日時点において夫婦ともに**39歳以下**
 - 世帯の年間合計所得額が**500万円未満**
（※奨学金を返済している場合は合計所得額から控除可能）
 - 夫婦ともに支援金交付から2年以上継続して燕市に居住する意思がある
 - 夫婦ともに市税の滞納がない
 - 必須要件の講座を受講もしくは医療機関の受診をしていること（詳細は燕市ホームページをご確認ください。）
- ※1 再婚された方も対象となります。（但し同一人同士による再婚は対象外となります）
※2 世帯に夫婦以外の親族等がいる場合も対象となります。（但し合計所得に親族等の所得も含む）
※3 市外からの転入者も対象となります。

■申請・問い合わせ（燕市役所3階12番窓口）

燕市企画財政部 地域振興課 交流推進係

TEL：0256-77-8364 メール：chiiki@city.tsubame.lg.jp

燕市 結婚新生活



（燕市結婚新生活HP）

～必要書類をセルフチェック～

①申請時

- 【1】 交付申請書
- 【2】 同意書兼誓約書
- 【3】 戸籍謄本又は婚姻日が確認できる書類（戸籍謄本は、全国の市区町村窓口で取得可）
- 【4】 住民票の写し（世帯員全員の住所が記載されたもの、燕市役所市民課で取得）
- 【5】 本人確認書類
 - 1) 世帯員の所得証明書（燕市役所税務課で取得可能）
 - 2) 世帯員の市区町村税の納税証明書（燕市役所収納課で取得可能）

※令和8年1月1日時点での住所地で取得
※市民課窓口や延長窓口、休日窓口では取得できません。
- 【6】 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（返済額がある場合）
- 【7】 住宅の売買契約書または工事請負契約書の写し（住宅購入、新築、増築、リフォームした場合）
- 【8】 住宅の賃貸借契約書の写し（住宅を賃借する場合）
- 【9】 引越に係る見積書その他引越費用が確認できるもの（引越費用がある場合）
- 【10】 住宅手当支給証明書または住宅手当の支給金額がわかるもの
（賃借した住宅に係る費用の申請で勤務先等から住宅手当を受けている場合）
- 【11】 その他必要と認める書類
例：ライフデザインシミュレーション結果、医療機関の受診がわかるもの

※申請内容や状況に応じて、必要書類が異なります。
申請前に必要書類について各自☑セルフチェックをお願いします。

②実績報告兼請求時

- 【1】 実績報告書兼請求書
- 【2】 家賃納入証明書または家賃を支払ったことがわかる書類（通帳の写し等）
（賃借した住宅に係る費用で申請した場合必要になります。）
（家賃納入証明書を使用する場合は、契約している賃貸会社より対象期間に経費を支払った証明が必要です。）
（通帳の写し等で実績報告する場合は、対象経費期間の月ごとに支払ったことがわかる書類が必要です。）
- 【3】 領収証の写し
（取得した住宅に係る費用、住宅のリフォーム費用、引越費用で申請した場合必要になります。）
- 【4】 支援金振込先口座の写し（銀行名・支店名・口座種別・口座番号・名義人が分かるもの）
- 【5】 印鑑（ネーム印等のシャチハタは不可）

